

自動車事故対策センター  
理事長 岩田貞男 様

特定非営利活動法人ASK(アルコール薬物問題全国市民協会)  
代表 今成 知美

〒103-0007 中央区日本橋浜町3-19-3 ソグノ21ビル2F  
Tel 03-3249-2551 Fax 03-3249-2553

## 運行管理者等の指導講習に 「アルコール問題」を組み込むことを求める要望書

特定非営利活動法人ASKは、1983年の発足以来、わが国におけるアルコール問題の対策に力を尽くしてきました。医療・保健・教育・行政とも連携し、研修部門において専門家の養成も行なうなど、多くの経験を積み重ねてきております。

今回の要望は、交通運輸業界における飲酒運転防止対策を実効性のあるものにするため、ぜひとも貴センターにお願いしたい点を述べさせていただきます。

ご存じのように、本年7月7日にはJR東海バス、8月28日に神戸市営バス、10月5日に千葉観光と、バス運転手による飲酒運転が相次いで発覚しました。こうした事例はごく一部の運転手によるものと思われませんが、しかしいずれも飲酒運転の常習者であった可能性が高いことが疑えます。世間的にはこのような行動は「本人の考え方や意志の問題」ととらえられがちですが、実際にはそうではなく、アルコール依存症という病気があることがほとんどです。この病気についての正しい知識なしには、せっかく対策を立てても空回りしてしまうことが多いのです。

酒気帯びで蛇行運転し懲戒解雇になったJR東海バスの運転手は、新聞報道によると、朝5時半に焼酎をコップ1杯飲み、出勤時には空きビンに焼酎を詰めて持参、途中でコンビニに寄りチューハイ2缶と焼酎1ビンを購入しています。12時半に乗客を乗せて出発するまでにチューハイ2缶を飲み、出発後も途中のサービスエリアで焼酎を口にしているとされています。この一見奇怪な行動は、運転手がアルコール依存症だったと考えると、容易に説明がつけます。

「体内からアルコールが切れると離脱症状が出て手が震えるなど仕事どころではなくなるため、本人もまずいと思いつつ、仕事でも頻りに隠れ飲みをする」というのは、アルコール依存症が進行した場合の典型的な症状です。運転手は「4、5年前から、数回、酒を飲んでバスを運転した」ことを認めており、依存症がかなり進行していた可能性がうかがわれます。このベテラン運転手はまじめでとても人望があったようです。アルコール依存症者には、勤勉・律儀で、周囲に気を遣ってストレスをためこむタイプの人がかかり多く、しかも勤務形態が不規則な職種では、入眠のために飲酒を利用する習慣からアルコール依存症へと徐々に移行していくのはよくあることです。職場や周囲がもっと早い段階で飲酒問題に気づき、効果的な介入がなされて依存症の予防あるいは治療が行なわれていれば、このような事態は防ぐことができたでしょう。

アルコール依存症は放置すれば進行し社会的問題も多発しますが、治療すれば回復可能な「病気」です。発見が早期であればあるほど、身体症状も悪化せず、職場復帰もスムーズです。

しかしわが国の職場環境は一般に飲酒に甘く、かつ依存症という病気についての認識が得られていないため、初期の兆候を見逃したり、周囲がかばって大目に見たりしがちです。その中で病気は進行していき、事故やトラブルによって問題が表面化したときにはじめて、懲戒解雇(あるいは、表沙汰にすることを避けて依願退職)という形の「最悪の対策」が取られることになるのです。

交通運輸業界においては、言うまでもなく事故は人命の問題に直結します。また、職を失った運転手が、たとえばバスからトラックやタクシーなど関連する他の交通運輸現場に職を求める可能性も少なくありません。ですから、一社だけでは事故の防止ははかれず、さまざまな現場の責任者に正しい認識を浸透させることが何より必要と考えます。運転手の飲酒問題を早期に発見し、介入を行なって治療を導入した上で職場復帰をはかることは、職員・家族のためだけでなく、職場にとっても事故防止に加え経験豊富な人材を失わないですむという大きなメリットがあるのです。

そこで、「運行管理者等指導講習」を実施されている貴センターに、以下のことをお願いしたく、申し入れる次第です。

### 記

●運行管理者等指導講習に、アルコール問題に関する実際的な研修項目を早急に組みこんでくださるようお願いいたします。具体的には以下の項目です。

(1)アルコールの人体への作用・害

- (2) 入眠剤としてアルコールを使うことの危険性
- (3) 飲酒運転事故の実態と被害者(遺族)の声
- (4) 飲酒運転常習者の背景にあるアルコール依存症という病気
- (5) アルコール依存症の兆候と症状、治療と回復について
- (6) アルコール依存症についての「よくある誤解」
- (7) 職場での早期発見・介入の方法(家族への対応を含む)
- (8) アルコール問題についての相談先や専門治療機関についての情報

以上

付記: アメリカでは連邦法により、あらゆる交通運輸業の乗員および整備スタッフに対するアルコールおよび薬物の抜き打ちチェックが義務づけられています。同時に、欧米で広まっているEAP(Employee Assistance Program=従業員援助プログラム)のシステムにより、問題が発見された従業員は早期介入により治療と職場復帰への援助が行なわれています。当会では1992年より、EAPシステムについての研修を国内およびアメリカ専門施設にて行なっています。